

令和3年10月15日

原発いらない茨城アクション実行委員会 様

水戸市長 高橋 靖

令和3年10月8日付で御質問いただきました事項につきまして、下記のとおり御回答申し上げます。

記

御質問1 「新規制基準に伴う稼働及び延長運転」について

(回答)

私は、これまで議会等において発言しておりますとおり、「燃料装荷や稼働を伴う最終段階の検査は、6自治体の同意なしに行うことはできない」という認識であります。

また、6自治体におきましては、令和2年に実施した申し入れの回答にて「使用前検査が再稼働に直結しないものであること」を日本原電に確約させたところであり、私は、これには、当然「再稼働のための検査である燃料装荷や原子炉の稼働検査もできないということも含む」という認識であります。なお、このことは、申し入れと回答の場において、口頭で日本原電に確認しているところでございます。

御質問2 新協定書第2条「事前説明」の日程について

(回答)

日本原電からは週に一度、担当課が定時報告を受けており、その中で使用前検査や安全対策工事の状況について確認しているほか、自治体の情報共有や意見交換が必要な案件については、座長である東海村長のもと、首長懇談会を開催し「事業者へ詳細な説明を求める」などの対応をしているところです。

また、本年4月には、市民を守る立場にある首長として、「実際に工事や検査の進捗をこの目で確認する責務がある」という思いから、私の発案で現地確認を行ったところでもございます。

今後とも、これらの取組を継続し、しっかりと工事や検査の状況を確認してまいります。

続きまして、事前説明に関する打診の有無に関する御質問ですが、現時点で原電から事前説明の方法や時期等に関する打診を受けたことはございません。また、もとより私は、日本原電が平成31年2月に再稼働を目指すという意向を示した以上、事業者の事前説明は始まっており、新協定はスタートしているという認識であります。